

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

| | |
|----------------------|--|
| <p>路 線 名</p> | <p>三芳富士見線</p> |
| <p>供用開始の区間</p> | <p>入間郡三芳町大字上富字吉拓三八五番一〇地先から同郡同町大字北永井字中ノ原三五二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p> |
| <p>供用開始の期日</p> | <p>令和六年二月十六日</p> |
| <p>備 考</p> | <p>令和二年五月二十九日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二七〇・六六メートル</p> |